

国保だより

**早期発見！
早期治療！**

歯周病は歯を失う原因第1位です！

府中市国民健康保険歯周病検診のご案内

◆対象者

令和7年3月31日現在で19歳以上の人～後期高齢者医療保険に加入するまでの人で
国民健康保険税を滞納していない世帯の人

◆実施期間

受診券を受け取った日～令和7年3月末

◆実施歯科診療所

受診券と一緒に同封します。

◆自己負担金

無料 ※治療等が必要になった場合は、別途費用がかかります。

対象者には
6月下旬に受診券を
送付しています

申込み方法

ステップ①

対象者に受診券が届く。

ステップ②

受診する歯科診療所を決める。

ステップ③

予約 歯科診療所へ、直接電話で申し込む。

ステップ④

受診 予約した日時に、歯科診療所へ行く。

※詳しくは4月に配布した「府中市健康診査のお知らせ」に掲載しています。

特定健康診査受診券は届きましたか？

5月下旬に、府中市国民健康保険の特定健康診査受診券（桃色）を、対象となるみなさんに発送しています。特定健康診査は、生活習慣病の前兆を早期発見し、早く対処することを目的とした健康診断です。生活習慣病は自覚がないまま進行します。府中市は特に、糖尿病や高血圧性疾患の人が多い傾向にあります。

年に一度は「特定健康診査（集団健診または個別健診）」、「一日人間ドック」のいずれかひとつの健診を受けて、病気を予防しましょう。

なお、特定健診を3年連続（R3・4・5年度）受診し、国民健康保険税を完納している世帯の人には、インフルエンザの予防接種の無料券を送付します。対象の人には、9月下旬に送付します。

国民健康保険被保険者証を更新します。

7月下旬に、8月1日から使用できる新しい被保険者証（紫色）を普通郵便で送付します。

限度額適用認定証などの更新手続きを受け付けます。

現在交付している「限度額適用認定証」「限度額適用・減額認定証」の有効期限は、令和6年7月31日です。認定証は自動更新されません。

8月以降も必要な方は更新の手続きをしてください。ただし、国民健康保険税の滞納がある世帯の方には交付できない場合があります。

事前申請は、7月から市民課医療保険係または上下支所市民生活係で受け付けます。

令和6年6月1日から入院時の食事療養標準負担額が変更されました。

区 分		1食当たりの自己負担額 (変更前)	1食当たりの自己負担額 (変更後)
市民税課税世帯		460円	490円
市民税非課税世帯 (低所得者Ⅱ)	90日までの入院	210円	230円
	長期入院該当者	160円	180円
市民税非課税世帯（低所得者Ⅰ）		100円	110円

マイナンバーカードを健康保険証として利用するのが便利です。

マイナンバーカードを健康保険証として登録していただくと、過去に処方されたお薬や特定健診などのデータに基づく診療・薬の処方が受けられます。

また、限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除され、限度額適用認定証などの事前申請は不要になります。ただし、90日以上長期入院該当者は申請が必要です。

さらに、健康保険証で受診した場合に比べて初診時の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

事前にマイナンバーカードを健康保険証として登録しているか、受診される医療機関・薬局では、マイナンバーカードに対応されているかをご確認ください。

問い合わせ先

歯周病検診・特定健診等の受診券、保険証に関すること 市民課 医療保険係 ☎(0847)44-9145
特定健診、がん検診等に関すること 健康推進課（リ・フレ内） ☎(0847)47-1310

令和6年度国民健康保険(国保)税の納税通知書を 7月中旬に送付します

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間分の国保税の納税通知書を世帯主宛に送付します。世帯主が国保加入者ではなく勤務先の健康保険等に参加している場合でも、世帯の誰かが国保に参加していれば、世帯主が納税義務者となります。

国保税の納期

普通徴収 口座振替・納付書納付の場合

納期	納期限
第1期	令和6年7月31日(水)
第2期	9月2日(月)
第3期	9月30日(月)
第4期	10月31日(木)
第5期	12月2日(月)
第6期	12月25日(水)
第7期	令和7年1月31日(金)
第8期	2月28日(金)

特別徴収 年金からの差し引きの場合

年金支給月	
4月	【仮徴収】 前年度2月分と同じ国保税額を年金から差し引きます。
6月	
8月	
10月	【本徴収】 令和6年度国保税額から仮徴収分を引いた残額を3回に分けて年金から差し引きます。
12月	
2月	

国保税の特別徴収の条件 ※年金支給日に世帯主の年金から差し引きます。

- ① 世帯主が国保に加入している
- ② 国保加入者全員が令和6年4月1日時点で65歳以上、令和7年3月31日時点で75歳未満の世帯
- ③ 世帯主の介護保険料が年金から差し引かれている
- ④ 世帯主の年金受給額が年額18万円以上
- ⑤ 国保税と介護保険料の合計が、徴収の対象となる年金支給額の1/2を超えない

※ これら全てに該当する世帯は、原則として世帯主の年金から差し引きます。

※ 申請により、納付方法を年金からの差し引きから口座振替に変更ができる場合があります。

問い合わせ先

国民健康保険税の計算方法、減免や課税の内容に関すること 税務課 市民税係 ☎(0847)44-9126

国民健康保険税の納付、口座振替に関すること 税務課 債権管理対策室 収納係 ☎(0847)44-9129

便利で安心な口座振替

国保税の納付には、納付に行く手間が省け、納め忘れの心配がない、便利で安心な口座振替をご利用ください。一度手続きしていただくと、翌年度以降も継続されます。

毎月25日までに金融機関に「府中市税口座振替依頼書」を提出していただくと、翌月末納期分から口座振替納税に切り替わります。

口座振替納税の申込み

取扱い金融機関窓口へ「府中市税口座振替依頼書」を提出してください。

手続に必要なもの

預（貯）金通帳
通帳の届け出印

取扱い金融機関

広島銀行・中国銀行・もみじ銀行・両備信用組合・
中国労働金庫・福山市農業協同組合・ゆうちょ銀行・
ひろしま農業協同組合

★後期高齢者医療制度に移行される方へ

国保税を口座振替で納税されていても、後期高齢者医療制度に移行された方の後期高齢者医療保険料は自動的に口座振替になりません。

引き続き口座振替を希望される場合は、後期高齢者医療保険料の口座振替手続きをお願いします。

国保税の軽減判定が拡充されました

国保税の均等割・平等割の軽減について、5割・2割軽減にかかる所得判定基準額の計算が変更され、軽減に該当する所得の範囲が広がりました。

- ・ **7割軽減**・・・所得^{※1}が43万円＋(10万円×(給与所得者等^{※2}の数－1))円以下の場合

昨年度は29万

- ・ **5割軽減**・・・所得^{※1}が43万円＋29万5千円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)
＋(10万円×(給与所得者等^{※2}の数－1))円以下の場合

昨年度は53万5千円

- ・ **2割軽減**・・・所得^{※1}が43万円＋54万5千円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)
＋(10万円×(給与所得者等^{※2}の数－1))円以下の場合

※1 所得とは、世帯主と被保険者、特定同一世帯所属者の所得の合計

※2 給与所得者等とは、給与所得または公的年金等に係る雑所得がある方

令和6年度国保税の税率

国保税は、国保加入者の所得、人数に応じて世帯単位で決まり、次の税率及び額で計算されます。

算定区分	計算の基礎（年間）	加入者全員		40～64歳の加入者
		医療分	後期高齢者支援分	介護分
所得割	加入者ごとに前年中の所得金額から基礎控除を差し引いた額×税率	7.71% (7.10%)	2.96% (2.63%)	2.06% (2.12%)
均等割	加入者一人につき	33,089円 (28,868円)	12,411円 (10,209円)	10,514円 (10,263円)
平等割	一世帯につき	21,127円 (19,406円)	7,924円 (6,916円)	5,108円 (5,035円)
課税限度額	課税限度額を超えて課税されません	65万円 (65万円)	24万円 (22万円)	17万円 (17万円)

() 内の数値は令和5年度のものであります。

県は加入者の負担の公平性を図るため、同じ世帯構成・所得であれば県内のどの市町でも同じ保険料とする方針を示しており、府中市においては、令和6年度の保険料統一に向けて調整を進めてきました。

しかし、県全体での保険給付費の上昇等により、令和5年度に算定した令和6年度の一人当たり保険料収納必要額が平成30年度以降最大の上昇幅となったことから、被保険者の急激な負担上昇を緩和するため、令和6年度に計画していた保険料の統一を見送る方針としました。

これを受けて府中市では、国保財政調整基金の一部を活用し、被保険者の保険料負担の急激な上昇を緩和するため、上記のとおり保険税率を決定しました。

★国保税の計算例

世帯構成 世帯主 45 歳 給与収入 300 万円（所得 202 万円）
妻 38 歳 給与収入 180 万円（所得 118 万円）
子 15 歳 収入なし

（100円未満切り捨て）

	所得割	均等割	平等割	
医療分	$(\text{世帯主 所得 } 202 \text{ 万円} - 43 \text{ 万円}) \times 7.71\% + (\text{妻 所得 } 118 \text{ 万円} - 43 \text{ 万円}) \times 7.71\%$	$33,089 \text{ 円} \times 3 \text{ 人}$	$21,127 \text{ 円}$	$= 300,800 \text{ 円}$
後期高齢者支援分	$(\text{世帯主 所得 } 202 \text{ 万円} - 43 \text{ 万円}) \times 2.96\% + (\text{妻 所得 } 118 \text{ 万円} - 43 \text{ 万円}) \times 2.96\%$	$12,411 \text{ 円} \times 3 \text{ 人}$	$7,924 \text{ 円}$	$= 114,400 \text{ 円}$
介護分	$(\text{世帯主 所得 } 202 \text{ 万円} - 43 \text{ 万円}) \times 2.06\%$	$10,514 \text{ 円} \times 1 \text{ 人}$	$5,108 \text{ 円}$	$= 48,300 \text{ 円}$

医療分 300,800 円 + 後期高齢者支援分 114,400 円 + 介護分 48,300 円 = この世帯の年間国保税額は **463,500 円**

※あくまで概算の額ですので、実際に課税される額と異なる場合があります。

令和6年度国保税の概算額がわかる「国保税の試算シート」を府中市ホームページに掲載しています。

府中市ホームページ → くらし・手続き → 税・保険・年金 → 税金 → 税金の種類 → 国民健康保険税 → 税額の計算方法 令和6年度広島県府中市国保税試算

暑くなる季節

熱中症は予防が大事！

熱中症は、高温多湿な環境に長時間いることで、“体に熱がこもった状態”のことを指します。熱中症は屋外だけではなく、室内でも発症します。熱中症は適切な予防をすれば防ぐことができます。予防のための正しい知識を知り、熱中症を防ぎましょう。

特に注意が必要な人や場合

- ・小さい子どもや高齢者、障害のある方など
- ・炎天下での外出時や屋外での長時間の運動や作業

熱中症の症状

軽度	めまい、失神、大量に汗をかく、手足のしびれ
中度	頭痛、吐き気、体がだるい、体に力が入らない
重度（危険な状態）	呼びかけに応じない、けいれん、体が熱い

予防方法

- ・のどが乾く前にこまめに水分や塩分補給をしましょう。
- ・外出時は日傘や帽子を使用したり、通気性のよい衣服を着用するなどして暑さを避けましょう。
- ・室内では、扇風機やエアコンで温度調節をしましょう。
- ・クーリングシェルターを利用しましょう。



クーリングシェルターは危険な暑さから避難できる場所として、冷房設備が完備されている施設などで市が指定した施設のことをいいます。熱中症特別警戒アラートの発表期間中は開放します。施設の場所や開放時間等については、市ホームページから確認してください。



市ホームページ

熱中症が疑われる人を見かけたら《応急処置》

- ・日陰やエアコンが効いている室内などの涼しい場所へ避難させる。
- ・首回りや足の付け根、脇の下などを冷やす。
- ・水分・塩分、経口補水液などを補給する。

応急処置をしても症状が改善しない場合は医療機関を受診しましょう！

問い合わせ先

熱中症に関すること 健康推進課（リ・フレ内） ☎(0847)47-1310

クーリングシェルターに関すること 環境整備課 環境対策係 ☎(0847)43-7237